



とうもう法人

題字 江 森 光 龍 先生



『水と緑とビールの町 千代田町』

【千代田支部】

四季折々の景色を楽しめ、どこか懐かしさを感じられる邑楽郡千代田町。ふるさと納税では、2年連続群馬県内1位を獲得しており、近年では、ビールの町としてもプロモーションを行っています。

目 次

着任のあいさつ	2	企業紹介	9
第12回通常総会を開催	3	「株関口建設」(千代田支部)	
令和5年度事業報告・令和5年度決算...	4	随筆リレー	10
税務署コーナー	5	「法人会と私」	
館林税務署幹部職員人事異動...	6	受賞おめでとうございます...	11
群馬県からのお知らせ	7	法人会・部会・支部の活動...	12～13
税理士会コーナー	8		

とうもう法人 第152号

令和6年8月1日発行

(年4回 8月、11月は1日発行)
4月、1月は15日発行)

発行所 一般社団法人 東毛法人会

〒374-8640 館林市大手町10-1

館林商工会議所会館内

Tel. 0276-73-6811

Fax. 0276-73-6839

e-mail: tomo.hjk@alto.ocn.ne.jp

発行責任者 森 戸 利 一

印刷 オーラ印刷有限会社

定価120円(年会費に含む)

社内で回覧しましょう



着任のごあいさつ

館林税務署長

澤 海 章

この度の人事異動で関東信越国税局徴収部（主任国税訟務官）から館林税務署長を拝命しました澤海でございます。前任の本川署長に引き続き、どうぞよろしくお願い申し上げます。

館林税務署は、初めての勤務となりますが、この東毛地区は、製造業を中心とした北関東屈指の工業集積地域であり、また、美しい自然と多くの名所・旧跡を残す歴史と文化に彩られたこの地に勤務できることを大変うれしく、光栄なことと思っております。

一般社団法人東毛法人会の皆様には、日頃から税務行政全般にわたり深いご理解と多大なご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

貴会におかれましては、納税意識の向上と企業経営及び社会の健全な発展に多大な貢献をされており、谷田川会長をはじめとする役員の皆様の優れたご指導と、会員の皆様のご尽力に深く敬意を表する次第であります。

さて、税務行政を取り巻く環境は、経済社会のグローバル化・デジタル化の進展により、大きく変化しています。そうした中で、国税庁が推進している「税務行政のデジタルトランスフォーメーション」は、国税庁の使命である「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する」ための基盤を成す取組の一つです。「あらゆる税務手続を税務署に行かずにできる社会」という将来像に向けて、e-Taxの利便性の向上や相談対応・情報発信の改善など、納税者の目線に立って様々な納税者サービスを見直し改善してまいります。スマートフォンなど使い慣れたデジタルツールから簡便に手続を行うことができる環境の整備を目指しており、今後e-Taxやキャッシュ

レス納付がますます便利になっていきますので、是非、御利用いただきたいと思います。

また、令和5年10月から開始した消費税のインボイス制度につきましては、貴会をはじめ、税理士会、関係民間団体や事業者団体の皆様など多方面の方々にご協力いただきながら、制度の周知や各種説明会の開催などの様々な施策を行ってまいりました。制度開始後初めての消費税の確定申告においては、インボイス発行事業者の登録を受けて課税事業者に転換した方々を含む事業者の方々が、円滑に申告手続ができるよう周知・広報を実施してまいりました。今後とも、制度の円滑な定着に向けて、事業者の方々の立場に立って、きめ細かく丁寧に対応してまいります。

令和6年分所得税については、定額減税制度が実施されております。国税庁ホームページには、定額減税特設サイトを開設し、各種パンフレットやQ&Aを掲載するほか、当署においても定額減税の担当者を設置し、相談体制の整備、源泉徴収義務者向けの説明会などに取り組んでまいりました。引き続き、定額減税について、丁寧な周知・広報に努めてまいります。

こうした税務行政を取り巻く様々な課題に対応していくためには、私どもの力のみでは自ずと限界があり、皆様方のお力添えが不可欠であります。今後とも、貴会の皆様と一層の連携・協調を図りながら税務行政の円滑な運営に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、一般社団法人東毛法人会の益々のご発展と会員の皆様のご健勝を心からご祈念申し上げまして、着任のあいさつとさせていただきます。

関東信越税理士会館林支部所属・税理士

井 上 均	0276-72-9772	館林市	石 川 せつ子	0276-88-4141	邑楽町	木 村 敦 彦	0276-32-2623	太田市
大 川 秀 嗣	〃 72-6844	〃	石 塚 宏 一	〃 80-7030	明和町	木 村 時 久	〃 45-0540	〃
大 谷 政 昭	〃 73-1780	〃	金 井 英 樹	0277-78-8700	太田市	久保田 淳	080-3157-0609	〃
小 野 久 男	〃 73-4221	〃	河 上 修一郎	090-6009-0304	〃	久保田 信 男	0276-48-5220	〃
小 野 貴 子	〃 73-4221	〃	川 口 剛	0276-45-1411	〃	栗 田 誠	〃 25-0303	〃

第12回通常総会を開催

～収支決算を承認～

一般社団法人東毛法人会第12回通常総会が5月29日（水）午後4時15分からティアラグリーンパレス（太田市）において、本川弘館林税務署長をはじめ、多くのご来賓のご臨席をいただき、盛大に開催されました。



（総会）

総会に先立ち講演会では、群馬大学の副学長板橋英之氏を講師にお招きし「群馬大学発ベンチャーの挑戦」と題した講演をいただきました。総会では、大江通浩副会長が開会を宣し、谷田川敏幸会長があいさつの後、議長席に就き、議事録署名人に齊藤純一氏（千代田）、諏訪純一氏（大泉）を選任、議事に入りました。

第1号議案 令和5年度収支決算報告承認の件
の審議が行われ、原案のとおり可決承認されました。

次に、報告事項として令和5年度事業報告等が理事会承認事項として報告されました。

引き続き表彰式が行われ、会員増強表彰に松井久幸氏ほか4名、功労者表彰に横山淳氏ほか1名、優良経理担当者表彰に門沢優氏ほか4名が、それぞれの功績により受賞され、皆様には感謝状と記念品が贈られました（11ページに名簿掲載）。受賞者を代表して横山淳氏（太田）が謝辞を述べられ、続いて、本川弘館林税務署長、多田善洋館林市長からご祝辞をいただきました。

総会は、石川長司副会長の閉会の言葉で日程を終了しました。

閉会後の懇親会では、坂井勝副会長の開会、谷田川敏幸会長のあいさつの後、関東信越税理士会館林支部の大島昭浩支部長の乾杯で始まり、来賓及び受賞者を囲んで和やかなうちに会員同士の交流が深められました。



（表彰式）

令和5年度 事業報告

令和5年度は、新型コロナウイルス感染症の分類が引き下げられ、社会経済活動の再開により、総会や講演会等の多くの事業が制限等を受けることなく開催することができました。

そして、法人会全国大会群馬大会が高崎市で開催され、本会でも会長ほか実行委員などとして運営に携わり、全国からの会員を迎え入れ、盛会に執り行われました。

支部・部会においても、同様に事業を再開・充実することができ、公益事業では、決算期別税務説明会や新設法人税務研修会の開催や青年部会の租税教室、女性部会の第7回税に関する絵はがきコンクールなど、成果を得ることができました。

また、法人会の主要事業である「税制改正に関する提言」については、要望事項を県法連に提出するとともに、会長、税制委員長、税制副委員長が地元国会議員ほかに要望活動を実施しました。

「会員数・加入率」の増強については、組織委員をはじめ役職員による積極的な加入勧奨と関係団体の協力により新入会員を獲得できましたが、景気低迷の影響や倒産、廃業等の理由による退会も多く、会員増強という課題が続いております。



令和5年度決算（正味財産増減計算書）

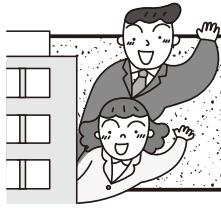
（単位：円）

科 目			決算額	備 考
経常増減の部	経常収益	1. 基本財産運用益	85	
		2. 特定資産運用益	7	
		3. 受取会費	20,205,500	
		4. 事業収益	3,977,500	
		5. 受取補助金等	11,150,100	
		6. 雑収益	624,307	
		経常収益計	35,957,499	
	経常費用	1. 事業費	32,672,940	
		2. 管理費	4,889,893	
経常費用計		37,562,833		
当期経常増減額			△ 1,605,334	
経常外増減の部	収益	1. 経常外収益	0	
		経常外収益計	0	
	費用	1. 経常外費用	0	
		経常外費用計	0	
当期経常外増減額			0	
当期一般正味財産増減額			△ 1,605,334	
一般正味財産期首残高			35,898,332	
一般正味財産期末残高			34,292,998	
指定正味財産 増減の部	受取補助金等	1. 受取全法連助成金	10,100,300	
		受取補助金等計	10,100,300	
	一般正味財産 への振替	1. 一般正味財産への振替額	△ 10,100,300	
		一般正味財産への振替計	△ 10,100,300	
当期指定正味財産増減額			0	
指定正味財産期首残高			0	
指定正味財産期末残高			0	
正味財産期末残高			34,292,998	

貸借対照表

令和 6 年 3 月 31 日現在

科 目	当年度	前年度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金	10,502	11,676	△ 1,174
普通預金	5,138,064	7,173,136	△ 2,035,072
支部活動費前払金	12,034,294	13,435,617	△ 1,401,323
部会前払金	2,178,382	2,333,373	△ 154,991
流動資金合計	19,361,242	22,953,802	△ 3,592,560
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
定期預金	2,000,000	2,000,000	0
定期預金	3,000,000	3,000,000	0
基本財産合計	5,000,000	5,000,000	0
(2) 特定資産			
社会貢献活動引当資産	300,787	300,785	2
同（支部）	4,078,963	2,991,822	1,087,141
周年行事引当資産	14,856	14,856	0
同（支部）	5,137,110	4,237,035	900,075
同（部会）	400,040	400,032	8
減価償却引当資産	0	0	0
退職給付引当資産	207,883	432,041	△ 224,158
特定資産合計	10,139,639	8,376,571	1,763,068
(3) その他の固定資産			
什器備品	0	0	0
車両運搬具	0	0	0
その他の固定資産合計	0	0	0
固定資産合計	15,139,639	13,376,571	1,763,068
資 産 合 計	34,500,881	36,330,373	△ 1,829,492
II 負債の部			
1. 流動負債	0	0	0
2. 固定負債			
退職給付引当金	207,883	432,041	△ 224,158
固定負債合計	207,883	432,041	△ 224,158
負 債 合 計	207,883	432,041	△ 224,158
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産	0	0	0
2. 一般正味財産			
（うち基本財産への充当額）	34,292,998	35,898,332	△ 1,605,334
（うち特定資産への充当額）	(5,000,000)	(5,000,000)	0
（うち特定資産への充当額）	(9,931,756)	(7,944,530)	(1,987,226)
正味財産合計	34,292,998	35,898,332	△ 1,605,334
負債及び正味財産合計	34,500,881	36,330,373	△ 1,829,492



税 務 署 コ ー ナ ー

国税の

簡単! 便利な!

税 国税庁

キャッシュレス納付のご案内

国税の納付は、金融機関や税務署等の窓口に行く必要がない、非対面の「キャッシュレス納付」が大変便利です。

1>> ダイレクト納付



こんな方におススメ!

e-Taxで申告されている方、源泉所得税の毎月納付など頻繁に納付手続をされている方

さらに詳しい情報は
こちら



ダイレクト納付の申込みをすることで、e-Taxから簡単な方法で口座引落しにより納付する方法です。

納付方法

パソコンやスマホから、即時又は納付日を指定して、口座引落しにより納付する方法です。

事前手続

e-Tax利用開始届出書、ダイレクト納付利用届出書の提出が必要です。詳しくは裏面をご覧ください。



2>> 振替納税



こんな方におススメ!

申告所得税や個人事業者の消費税の確定申告書を提出する必要がある方

さらに詳しい情報は
こちら



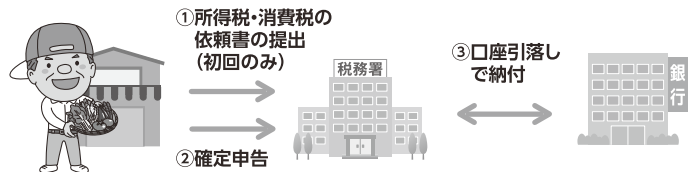
振替納税の申込みをすることで、毎年の確定申告等に係る国税を口座引落しにより納付する方法です。

納付方法

預貯金口座からの自動引落しにより納付する方法です。

事前手続

初回のみ振替依頼書の提出が必要です。
※ e-Taxによる提出が可能です。



3>> インターネットバンキング等



さらに詳しい情報は
こちら



納付方法

インターネットバンキング、モバイルバンキング又はATMから納付する方法です。

事前手続

インターネットバンキング又はモバイルバンキングの契約、e-Tax利用開始届出書の提出が必要です。

利用可能な金融機関については、「ペイジー(<https://www.pay-easy.jp/>)」でご確認ください。



4>> クレジットカード納付



さらに詳しい情報は
こちら



納付方法

「国税クレジットカードお支払サイト(<https://kokuzei.noufu.jp/>)」からお手持ちのクレジットカードを利用して納付する方法です。※納付税額に応じた決済手数料がかかります(決済手数料は国の収入になるものではありません)。

館林税務署幹部職員人事異動

令和6年7月10日付で館林税務署の人事異動がありましたので、ご案内いたします。

職 名	前任者氏名	転出先等	後任者氏名	前任地
署 長	モトカワ ヒロシ 本川 弘	東京国税不服審判所 審判四部 部長審判官	ソウミ アキラ 澤海 章	関東信越国税局 徴収部 国税訟務官 主任訟務官
副署長 (総務・個人・資産)担当	ナカジマ カズシゲ 中島 一成	留 任	ナカジマ カズシゲ 中島 一成	留 任
副署長 (管運・徴収・法人)担当	ミヤウチ ヒトシ 宮内 仁志	水戸税務署 特別国税徴収官 (特別整理担当)	カナザワ ミツル 金澤 満	関東信越国税局 総務部 人事第二課 課長補佐
総務課長	コイケ タケマサ 小池 威正	関東信越国税局 課税第一部 資産課税課 課長補佐	イシイ トオル 石井 徹	関東信越国税局 課税第一部 課税総括課 課長補佐
特別国税調査官 (法人担当)	ヤマダ ユウジ 山田 祐二	留 任	ヤマダ ユウジ 山田 祐二	留 任
特別国税調査官 (法人担当)	ハラグチ マサミ 原口 正己	浦和税務署 特別国税調査官 (法人担当)	アベ ヒトシ 阿部 仁	春日部税務署 特別国税調査官 (法人担当)
法人課税第一部門 統括国税調査官	サトミ コウスケ 里見 康輔	関東信越国税局 税務相談室 相談官	セイノ マサフミ 清野 将史	諏訪税務署 法人課税第一部門 統括国税調査官
法人課税第二部門 統括国税調査官	ヒラバシ アキラ 平林 明	留 任	ヒラバシ アキラ 平林 明	留 任
法人課税第三部門 統括国税調査官	アベ シンイチ 阿部 進一	伊勢崎税務署 法人課税第二部門 統括国税調査官	ツノダ ヤスヒロ 角田 康弘	大宮税務署 法人課税第一部門 連絡調整官
法人課税第四部門 統括国税調査官	キヨザワ モトユキ 清澤 源之	辞 職	スズキ ヨシアキ 鈴木 義明	桐生税務署 法人課税第二部門 統括国税調査官
法人課税部門 連絡調整官	マツウラ エミ 松浦 恵美	宇都宮税務署 税務広報・聴取官 税務広報官	フカイ テツヒロ 深井 哲宏	佐野税務署 法人課税部門 上席国税調査官

電子申告で
効率UP!

国税電子申告・納税システム

e-Tax

「e-Tax」なら国税に関する
申告や納税、申請・届出
などの手続きが
インターネットで行えます。

納税にはダイレクト納付が 便利です!

e-Taxを利用して電子申告等をした
後に、届出をした預貯金口座から、
簡単な操作で即時又は期日を指定
して納付することができます。

※事前にダイレクト納付利用届出書の提出が必要です。
※利用可能となるまで、オンライン提出の場合は1週
間程度、書面提出の場合は1か月程度かかります。

法人会は会社経営の効率化のために
e-Taxの普及を支援しています。

e-Taxを利用して所得税
及び復興特別所得税の申告
をするとこんなメリットが!

添付書類の
提出省略^(注)

還付が
スピーディー

ご利用に際し条件、注意事項があります。
詳しくはホームページでご確認ください。

法人会

イータックス 検索

【群馬県からののお知らせ】

インターネットで簡単! 地方税を一括手続!

エルタックス

eLTAX

地方税ポータルシステム

自宅!

オフィス!

それぞれの都道府県・市区町村に行う必要がある地方税の手続(申告・申請・納付など)も、eLTAXを利用すれば複数の都道府県・市区町村に一括手続できます。地方税の手続は、ぜひ、簡単・便利なeLTAXをご利用ください。詳しくはeLTAXホームページをご覧ください。

▶ <https://www.eltax.lta.go.jp/>

1 インターネットの手続



法人



個人



2 eLTAXで受付

エルタックス
eLTAX

電子申告

電子申請・届出

電子納付

3 都道府県・市区町村へ配信



A県



B市



C町

A 電子申告

PCdeskなどのeLTAX対応ソフトウェアから申告書を作成・送信できます。複数の提出先へ電子申告する場合は、利用届出(変更)を行って提出先を追加します。

利用可能な税目

- 法人都道府県民税 ■ 法人事業税 ■ 事業所税
- 特別法人事業税(地方法人特別税)
- 法人市町村民税 ■ 固定資産税(償却資産)
- 個人住民税(給与支払報告書等や特別徴収関連手続)

PCdesk Nextを利用する税目

- 地方たばこ税 ■ ゴルフ場利用税 ■ 入湯税 ■ 宿泊税
- 令和6年10月28日～ ■ 軽油引取税
- 令和7年1月6日～ ■ 固定資産税(知事・大臣配分資産、大規模償却資産)

令和6年度分から個人住民税特別徴収税額通知(納税義務者用)を電子データで受け取れます!

条件1 給与支払報告書をeLTAXを経由して提出していること

条件2 個々の納税義務者に電子的提供ができる体制が整っていること

B 電子申請・届出

eLTAXで電子申告に関連した申請・届出を行うことができます。電子証明書があれば、利用者IDがなくても利用できます。ただし、代理人の場合は利用者IDが必要です。

利用可能な手続

- 法人設立届出や異動届出等
- 申告手続に関連した申請・届出

C 電子納付

PCdeskなどのeLTAX対応ソフトウェアから納付情報の発行依頼を行い、クレジットカード、ダイレクト納付(口座振替)、インターネットバンキング及びATMなどから税金を納付することができます。

利用可能な手続

- 申告手続に関連した納付手続(※)

(※) 固定資産税(償却資産)を除く

都道府県・市区町村ごとの提供サービスについてはeLTAXホームページでご確認ください。



税 理 士 会 コーナー

関東信越税理士会館林支部副支部長 始澤規夫



一般社団法人東毛法人会の皆様、日頃より大変お世話になっております。関東信越税理士会館林支部副支部長の始澤規夫と申します。

今回は、相続税対策に毎年110万円以内の贈与をやってきた方に影響がある改正がありましたので解説していきます。まず贈与税には2種類あり、「暦年課税」と「相続時精算課税」に分かれます。

改正前

【暦年課税】

毎年（1月1日から12月31日）1年ごとに、税金の計算を行う課税方法です。贈与額のうち、基礎控除である110万円を超した部分に税金がかかります。翌年の3月15日までに申告・納税して1年ごとに完結する方式です。

ただし、贈与者（財産をあげた人）が亡くなって相続税の計算を行う際には、過去3年間の贈与が取り消され、相続財産の中に含めて相続税を計算します。なお、取り消された贈与で贈与税を払っていた場合は、相続税からその分を差し引いて相続税を納税します。

【相続時精算課税】

一年単位で完結する暦年課税と異なり、何年にもわたる贈与税の制度です。贈与された財産は、贈与者が亡くなるまでに累計で2500万円に達するまで、とりあえず無税で贈与できる課税方法です。2500万円を超したら、一旦超した分に20%の税がかかります。

そして、贈与者が亡くなって相続税の申告を行う際に、この制度を使用して贈与した財産は、相続財産に加算されて相続税を計算します。その名の通りに贈与時ではなく相続時に税金を払って税金を清算する制度です。なお、2500万円を超えて、20%の税率で収めた税額は、相続税から控除されます。特定の個人ごとに（「父親だけ」とか「母親だけ」など）適用することができますが、一回適用すると、暦年課税に戻れないので、熟慮してから適用してください。

改正後

【暦年課税】

暦年課税の最大の改正点は、贈与者が亡くなった時の贈与の取り消し期間が3年から7年に延長されたことです。伸びた4年分に対する財産に対して、影響が大きいと考えたのか、総額100万円の控除を行ってから、相続財産に加算するという緩和措置ができました。

あと経過措置として、伸びた分は令和6年1月1日以前に適用されることはありません。令和8年までは過去3年間が続き、令和9年から1年ずつ増えていき、令和13年から7年になります。

7年にもなると、記録（贈与契約書等）を残さないとわからなくなってしまいますね。

【相続時精算課税】

相続時精算課税の改正点は、110万円の基礎控除ができたことです。これまではこの制度を適用したら1円でも贈与したら繰り越して、相続財産に加算されましたが、今年からは110万円を超した部分だけが繰り越されます。裏を返せば、110万円の基礎控除部分は、暦年課税と異なり、さかのぼって加算されることがありません。ただし、相続時精算課税の対象とする贈与者が1人でも2人でも基礎控除の額は110万円のままでするので注意してください。暦年課税の基礎控除と同じ考えですね。

【改正点の影響】

今回の改正点の最大の目玉は、何とんでも相続時精算課税の基礎控除の新設ですが、暦年課税と併用できることが大きいです。

例えば、父親に相続時精算課税を適用、母親に暦年課税を適用すると、父親には相続時精算課税の基礎控除が、母親には暦年課税の基礎控除が適用されるため、最大220万円の基礎控除が使えるようになりました。これは贈与の方針を考え直す必要がありますね。

【注意点】

相続時精算課税は、年齢制限があったり提出書類が多かったりと適用が大変なうえに引き返せない税制です。

最寄りの税理士と相続税対策を熟慮したうえで適用してください。

税理士はあなたと企業のパートナー

事業発展のお手伝いをします。
地域社会に貢献します。秘密を守ります。

● 関東信越税理士会館林支部

シ リ ーズ

企 業 紹 介

株式会社関口建設 千代田支部

弊社は、昭和 60 年創業以来、総合建設会社として今日があります。

現在 39 年目を迎え、来年度が節目の 40 周年となります。

一般論としてですが、企業 50 周年が一つの区切りで、いつだったか先輩にその先 100 年企業を目指しなさいと言われたことが、今でも脳裏にあります。

しかしながら、一代では到底成し遂げることは出来ません。その為には、事業継承が必要となります。弊社においても、現在その準備を進めています。100 年企業を目指し、社員全てが、その目標を共有し奮闘しています。

創業当時は、一般建築、特に個人住宅を主流としてスタートしましたが、その後少しずつではありますが、地域の皆様から、又業界の皆様からも多少認められ、現在、地域の各種団体にも積極的に参加し、少しでも恩返しができるよう会社で取り組んでいます。弊社がここまで成長出来たのは、お客様に信頼を頂き、可愛がられたおかげです。又、裏側では、いつでも、そして全力で協力を惜しまないで、助けて頂ける協力会社の皆様だと思います。何よりも頼もしい仲間だと確信しています。それぞれの立場で協力を頂ける方々へ感謝を忘れず、社員一同頑張っています。

弊社を取り巻く皆様のおかげで、現在、公共工事建築、土木、民間事業の設備投資、そして不動産事業と営業範囲を拡大し、誠心誠意頑張っています。これからも、誰からも愛される企業として、100 年企業に向けて邁進してまいります。そんな企業 株式会社関口建設です。



各種資格者	
一級建築士	4 名
一級建築施工管理技士	4 名
一級土木施工管理技士	3 名
二級建築士	2 名
二級土木施工管理技士	3 名
宅地建物取引士	2 名

【会社概要】

会 社 名：株式会社関口建設
代 表 者：代表取締役 関口栄一
所 在 地：群馬県邑楽郡千代田町萱野 1235-4
T E L：0276-86-5653
U R L：<http://www.sekiguti.co.jp>
YouTube でも動画配信中

建設業許可：
建築土木工事業 群馬県知事（特-4）第 13538 号
建築士事務所登録
茜一級建築設計事務所第 3565 号
宅地建物取引業者
群馬県知事（8）第 5131 号

随筆リレー

『法人会と私』

太田支部 横山 淳



この度千代田支部 金子様から随筆バトンを受け取りました、太田支部、矢島工業株式会社、横山淳と申します。

事業は自動車板金加工部品の製造、搬送機、特殊車両向けの多品種少量部品の製造、航空機向けの強化プラスチック部品の製造です。強みは、矢島グループで製造に使用する金型や治具の企画、設計から製造まで全てを内製出来ることで、それにより 製品開発期間の短縮や製品精度の向上に大きく貢献出来ていると思います。

まだまだ改善すべき課題は多くありますが、10年以上かけてやっと内製効果が発揮できてきたと実感しております。

今年の5月29日、10年間法人会役職を歴年した事を表彰していただき一般社団法人東毛法人会 谷田川会長様から功労賞を授与されました。10年は長いようで、あっと言う間だったなと思いながら振り返ると10年前の2014年4月に消費税が17年ぶりに5%から8%に引き上げられました。消費税2度目のアップとなり、少々混乱があったように記憶しておりますが、その時もこの法人会を通して館林税務署職員様から変更制度の変化点や注意点等を経理職員と勉強会に参加しとても勉強になったことを覚えております。

先日も 法人会で、税務制度の変更や、税務上陥りやすい問題を評価出来るセルフチェックの活用について話を聞く機会がございました。我々の事業では、グループ相互の効果を出すために出向して、社員の会社間の移動が多くあります。そのときに 注意すべき点として、出向者の報酬、決め事について学びました。

同じ代表のグループ会社でも、別の会社であり、その後の利益メリットを分散することが重要で、出向者の報酬も同様です。

早い話、出向元企業が全ての報酬を支払うと、それは出向先企業に対しての補助行為になり、給料ではカウント出来なくなります。こういった事を知っていることで、より公正に経営できます。インボイス制度、所得税・個人住民税の定額減税への対応と税務制度も日々変化があり、変化点、注意点を学ぶ事ができる法人会は私の経営にとって重要な存在です。

今後も一般社団法人東毛法人会を通して、会員企業の皆様、そして税務署様と交流を深めたいと思います。

次回は、板倉支部の岡田博さんにリレーいたします。

////インターネットセミナーをご活用ください■////



セミナーは受けたいけど忙しくて時間が取れない…遠くまで出かけずに近くでセミナーを受けたい…受講したいと思えるセミナーが開催していない…継続的に研修ができるシステムが欲しい…このような会員の皆様のニーズにお応えするため、東毛法人会のホームページから様々なジャンルのセミナーが無料で受講できる専用サービスを提供しています。

お好みのセミナーをパソコンやスマホ、タブレットから選んでいただき、クリックまたはタップするだけ。「じっくり聴きたい、あの人の講演」、「ちょっと知りたいあの言葉」、仕事に役立つ情報やヒントが満載です。是非、ご活用ください。

東毛法人会のホームページから無料で700タイトル以上のセミナーが視聴できます。

<http://www.gunma-hojinkai.jp/tomo/>

東毛法人会

検索

専用IDとパスワードを入れてログインしてください！！

ID・パスワードは

会員ID：hj0817 パスワード：6811



受賞おめでとうございます

全法連功労者表彰受賞者 (3名)

武井 智明 (太田)
石川 雅之 (太田)
早川 茂 (館林)



武井 智明 氏
(太田)



石川 雅之 氏
(太田)



早川 茂 氏
(館林)

県法連功労者表彰受賞者 (4名)

今成 隆 (明和)
大島 孝之 (太田)
荻原 丈始 (太田)
阿部 浩則 (太田)



今成 隆 氏
(明和)



大島 孝之 氏
(太田)



荻原 丈始 氏
(太田)



阿部 浩則 氏
(太田)

東毛法人会表彰

● 会員増強表彰 (5名)

松井 久幸 (太田)
大江 通浩 (太田)
石坂 光紀 (太田)
五位野 秀之 (保険)
山本 翔真 (保険)

● 優良経理担当者表彰 (5名)

門沢 優 (館林)
清水 恵美 (明和)
島田 美沙 (千代田)
早川 幸子 (邑楽)
春山 桂祐 (太田)

● 功労者表彰 (2名)

横山 淳 (太田)
塙 保仁 (太田)

(敬称は一部略させていただきました)



法人会・部会・支部の活動

総務委員会・理事会を開催

5月8日(水) 太田ナウリゾートホテル(太田市)において、大塚宜則法人課税第一部門上席国税調査官に出席いただき総務委員会(大江通浩委員長)を開催し、理事会提出議案、総会提出議案の審議及び表彰等受賞者選考等が行われました。委員会終了後、引き続き、理事会が開かれました。



(総務委員会)

理事会では、令和5年度事業報告承認の件・収支決算の承認の件が審議され全会一致で承認されました。続いてワンポイント税務研修を行い閉会しました。



(理事会)

税制委員会

5月16日(木) 館林ヒルズホテル(館林市)にて税制委員会(石川長司委員長)を開催し、委員長等による協議のうえ、令和7年度税制改正に対する要望を取りまとめ、県法連に提出いたしました。



(税制委員会)

広報委員会

7月3日(水)、館林ヒルズホテル(館林市)において広報委員会(森戸利一委員長)が開催され、会報第152号、第153号の発行についての協議がされました。



(広報委員会)

決算期別税務説明会

3月・4月及び5月・6月・7月に決算期を迎える会員企業を対象に、3月21日(木)及び6月12日(水)館林市三野谷公民館、3月19日(火)及び6月11日(火)太田商工会議所で税務説明会を開催しました。講師には、館林税務署から大塚宜則法人課税第一部門上席国税調査官を迎え、税制改正や決算と申告の実務などを説明いただきました。



(6/12(水) 館林市会場風景)



(3/19(火) 太田市会場風景)

女性部会第 12 回通常総会

5月30日(木)、正田醤油(株)文右衛門ホール(館林市)において女性部会(春山裕美部会長)の第12回通常総会が開催されました。

総会は、令和5年度事業報告・収支決算、令和6年度事業計画(案)・収支予算(案)の件が原案のとおり可決承認されました。



(女性部会通常総会)

総会前に、支部部会長会議を開催し、令和6年度事業の具現化について協議されました。



(女性部会支部部会長会議)

青年部会第 12 回通常総会

6月5日(水)、ニューミヤコホテル館林(館林市)において青年部会(今井俊哉部会長)の第12回通常総会が開催されました。

総会は、令和5年度事業報告・収支決算、令和6年度事業計画(案)・収支予算(案)の件が原案のとおり可決承認されました。



(青年部会通常総会)

青年部会支部部会長会議

6月28日(金) ジョイハウス別館(館林市)において青年部会支部部会長会議が開催され、令和6年度事業の具現化について協議されました。



(青年部会支部部会長会議)

全国女性部会フォーラム(広島大会)



4月18日(木)、リーガロイヤルホテル広島(広島県広島市)において第18回法人会全国女性フォーラム広島大会が開催されました。

情報共有による法人会活動の更なる充実、活動などを目的に全国から1,665人が集まり、本会女性部会から春山裕美部会長・関根副部会長・山本監事・小俣監事が出席しました。

女性部会・青年部会

会員募集中!



部会では、税務研修やセミナーなどの会員交流事業により、学びながら新しい仲間と交流が深められます。子ども達に税の大切さを学んでもらうために実施する「税に関する絵はがきコンクール」や「租税教室」などの地域社会貢献活動と一緒に楽しみませんか!



法人向け保険の大きな傘を
広げよう
企業保障の
大きな傘を

経営者さまが入院! 売上が減少してしまったら?

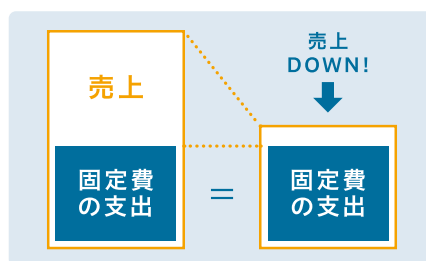
自分の体のことも
心配だけど、
会社の支払も心配だ...



給与 従業員の給与
地代・家賃
光熱費
借入金返済 など

入院によって経営者が**一時的に離職**すると、
**会社の売上に影響が出て、固定費の負担が
重くなる**ことがあります。

経営者の一時的な不在により売上が減少してしまった場合でも、
固定費などの負担は変わらないため、資金繰りに影響があることも。



※上記の図はイメージであり、実際の売上高・固定費の金額水準は会社により異なります。

そんなときも
ご安心!

一時金で受け取れ、固定費補填にも使える医療保険

一時金型
Mタイプ

会社を守るスマートM

POINT 1 /

一時金の入院保障

POINT 2 /

シンプルな主契約と
自由に選べる特約

- ◎会社を守るスマートMは一時金型Mタイプで法人の固定費を補填するプラン名です。
- ◎一時金型Mタイプの正式名称は無配当入院一時金保険（無解約払戻金型）です。
- ◎ご検討・ご契約にあたっては、「法人向け保険商品のご検討に際してご留意いただきたいこと」「設計書 [契約概要]」「注意喚起情報」「ご契約のしおり」「約款」を必ずご覧ください。
- ◎この資料は2023年12月現在の商品内容に基づいて記載しており、将来変更となることがあります。

引受保険会社

DAIDO 大同生命保険株式会社

群馬支社/
群馬県前橋市南町3-9-5(大同生命前橋ビル4F)
TEL 027-223-5260

F-2023-0025-① (2023年12月25日)